

## 関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）

- (1) 申請先税関長  
申請先税関から除く税関がある場合には、当該税関名を抹消する（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）。
- (2) 輸出入者符号  
当該申請者に係る外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号)25-6に規定する符号を記載する。
- (3) 本文  
特例輸入者が申請する場合は「第7条の9第2項」の文字を、特定輸出者が申請する場合は「第67条の8第2項」の文字を、それ以外の輸出入者が申請する場合は「第94条第3項」の文字をそれぞれ○で囲む。
- (4) 「1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所」の各欄
  - イ 「帳簿書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする帳簿書類の種類名称を「仕入帳」「成分分析表」等のように記載する。
  - ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿書類のCOMによる保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載する。  
また、括弧内には、その帳簿書類について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載する。
  - ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。
- (5) 「2 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成・保存に使用する電子計算機の概要」の各欄
  - イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲む。  
なお、該当する区分がない場合は、括弧内に記載する。
  - ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。
  - ハ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。
- (6) 「3 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成・保存に使用するプログラム（ソフトウェア）の概要」の各欄
  - イ 「区分（プログラムの内容）」欄は、該当する文字を○で囲む。  
なお、括弧内には、例えば「業務システム」のようにプログラムの内容を記載する。
  - ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」、「商品名等」及び「メーカー住所」の各欄に使用するプログラムのメーカー名、商品名等及びメーカー住所をそれぞれ記載する。
  - ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「所有者住所」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及び所有者住所をそれぞれ記載する。
- (7) 「4 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。
- (8) 「6 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COMによる保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲む。  
また、①に○を付した場合は、括弧内に特定する期間（保存期間の初日からCOMによる保存を開始する日までの期間）を記載する。
- (9) 「7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次により記載する。

イ 共通の記載方法

- ① 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ点を記入する。
- ② [ ] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。

ロ 個別の記載方法

- ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規定等により定めている場合には、併せてその期間（日数）を括弧内に記載する。
  - ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を選択又は記載する。
  - ③ 「(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、申請者が使用するプログラムを選択する。
  - ④ 「(5) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類の種類名称を記載する。  
なお、複数の書類について、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。
  - ⑤ 「(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「6 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載する。
- (10) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（旧電帳法第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第5条第3項の承認申請の有無を記載する。